

令和5年度予防接種事業 福島市医師会からのお知らせ

1. 医師会への負担金について

令和5年度も引き続き1件100円（但し、委託単価の2%で100円を割るものは2%）を徴収させていただきますので、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

「医師会への負担金」は、委託料振込とは別に口座振替にて徴収させていただきますが、医療機関における最終的な収入の考え方はこれまでと変わりません。

◎定期予防接種

品目		区分	委託単価	自己負担金 (徴収額)	市負担	医師会への 負担金	【参考】 医療機関 単価	
			A (B+C)	B	C	D (A×2%)	E (A-BD)	
ロタウイルス	1価	生後6週間～24週の間 に4週以上空けて2回接種	-	15,785	0	15,785	100	15,685
	5価	生後6週間～32週の間 に4週以上空けて3回接種	-	10,673	0	10,673	100	10,573
B型肝炎		出生～1歳未満	-	7,186	0	7,186	100	7,086
ヒブ		生後2か月～3歳未満	-	9,394	0	9,394	100	9,294
		3歳～5歳未満	-	8,789	0	8,789	100	8,689
小児用肺炎球菌		生後2か月～3歳未満	-	12,925	0	12,925	100	12,825
		3歳～5歳未満	-	12,320	0	12,320	100	12,220
BCG		生後直後～1歳未満	-	10,501	0	10,501	100	10,401
4種混合	1期	生後32か月～3歳未満	-	12,257	0	12,257	100	12,157
		3歳～6歳未満	-	11,652	0	11,652	100	11,552
		6歳～7歳6か月未満	-	10,827	0	10,827	100	10,727
ポリオ	1期	生後3か月～3歳未満	-	10,882	0	10,882	100	10,782
		3歳～6歳未満	-	10,277	0	10,277	100	10,177
		6歳～7歳6か月未満	-	9,452	0	9,452	100	9,352
2種混合	1期	生後3か月～3歳未満	-	6,453	0	6,453	100	6,353
		3歳～6歳未満	-	5,848	0	5,848	100	5,748
		6歳～7歳6か月未満	-	5,023	0	5,023	100	4,923
	2期	小学6年（11歳～12歳）	-	5,023	0	5,023	100	4,923
水痘		生後1歳～3歳未満	-	9,900	0	9,900	100	9,800
麻しん風しん	1期	生後12か月～24か月未満	-	11,513	0	11,513	100	11,413
	2期	5歳～7歳未満	-	10,083	0	10,083	100	9,983
麻しん	1期	生後12か月～24か月未満	-	7,953	0	7,953	100	7,853
	2期	5歳～7歳未満	-	6,523	0	6,523	100	6,423
風しん	1期	生後12か月～24か月未満	-	7,953	0	7,953	100	7,853
	2期	5歳～7歳未満	-	6,523	0	6,523	100	6,423
日本脳炎	1期	生後6か月～3歳未満	-	8,415	0	8,415	100	8,315
		3歳～6歳未満	-	7,810	0	7,810	100	7,710
		6歳以上	-	6,985	0	6,985	100	6,885
	2期	9歳以上	-	6,985	0	6,985	100	6,885
子宮頸がん	2価 4価	小学6年～高校1年相当女子 及びキャッチアップ対象者	-	16,700	0	16,700	100	16,600
	9価	小学6年～高校1年相当女子 及びキャッチアップ対象者	-	28,219	0	28,219	100	28,119
高齢者肺炎球菌	自己負担有		有料	8,481	2,400	6,081	100	5,981
	自己負担無（生保）		無料	8,481	0	8,481	100	8,381

※ 接種料金には消費税及び特別地方消費税を含む。

◎任意予防接種

品目			区分	委託単価 A (B+C)	自己負担金 (徴収額) B	市負担 C	医師会への 負担金 D (A×2%)	【参考】 医療機関 単価
								E (A-BD)
風しん (大人)	男	妊娠している女性の夫	無料	10,083	0	10,083	100	9,983
	男	今後妊娠を予定または希望している女性の夫	有料	10,083	3,000	7,083	100	6,983
	女	妊娠を予定又は希望している女性	無料	10,083	0	10,083	100	9,983
風しん抗体価		HI法		5,423	0	5,423	100	5,323
		EIA法		6,952	0	6,952	100	6,852
おたふくかぜ		生後1歳～2歳未満		医療機関の 設定金額	医療機関の 設定額による	4,000	80	医療機関の 設定額による

2. 委託料の振込について

実施報告書提出日の翌々月の30日（土日祝日の場合は前平日）。
委託料振込明細書発行。

4月分	7月28日(金)	10月分	1月30日(火)
5月分	8月30日(木)	11月分	2月29日(木)
6月分	9月29日(金)	12月分	3月29日(金)
7月分	10月29日(金)	1月分	4月30日(火)
8月分	11月30日(木)	2月分	5月30日(木)
9月分	12月28日(木)	3月分	6月28日(金)

振込日程につきましては、
福島市保健予防課からのお知らせ
をご確認ください。

3. よくあるお問合せについて

- 福島市医師会ウェブサイトについて
 - …予防接種について (<http://www.f-ishikai.jp/vaccination>)
 - 予防接種関連の最新情報はこちらに掲載いたしますのでご確認ください。
- 福島県内予防接種広域化について
 - …福島県医師会 (<https://www.fukushima.med.or.jp/>) へお尋ねください。
- 実施報告・予診票・登録内容等の変更について
 - …福島市保健予防課感染症対策係 (TEL: 024-572-3152) へお尋ねください。

一般社団法人 福島市医師会
〒960-8002 福島市森合町10番1号 福島市保健福祉センター3階
TEL: 024-534-2290 FAX: 024-534-2291 URL: <http://f-ishikai.jp>

(2023.05.31 改定)